

霧島市グリーン購入調達方針

霧島市ゼロカーボンシティロゴマーク



本市の市章のカラーで「O（ZERO）」を表現



令和7年3月

霧島市

目 次

第1章	目的	1
第2章	対象機関	1
第3章	グリーン購入の考え方	1
1 節	グリーン購入とは	1
2 節	グリーン購入の基本的考え方	2
第4章	グリーン購入の進め方	4
1 節	物品等の調達方法	4
2 節	参考とする環境ラベル	5
3 節	特定調達品目	8
4 節	分野ごとの特定調達品目と調達時の優先順位	10
1.	紙類	10
2.	文具類	10
3.	オフィス家具等	11
4.	画像機器等	11
5.	電子計算機等	11
6.	オフィス機器等	11
7.	移動電話等	12
8.	家電製品	12
9.	エアコンディショナー等	12
10.	温水器等	12
11.	照明	13
12.	自動車等	13
13.	消火器	13
14.	制服・作業服等	13
15.	インテリア・寝装寝具	14
16.	作業手袋	14
17.	その他繊維製品	14
18.	設備	14
19.	災害備蓄用品	15
20.	公共工事	15
21.	役務	16
22.	ごみ袋等	22

第1章 目的

本市は、令和5（2023）年3月に策定した第四次霧島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、「環境負荷ができるだけ小さい製品やサービス（以下「環境物品等」という。）を、環境負荷の低減に努めている事業者から購入する」ことを掲げ、率先して環境物品等の購入に心がけることとしています。

このグリーン購入の取組は、SDGs ゴール 12 の達成に寄与する取組であり、地球規模の課題となっている地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題への対応としても、非常に有効な取組です。

国は、循環型社会の形成のためには、再生品などの供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるとの観点から、平成 12（2000）年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして「国等による環境物品等の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）を制定しました。

本市では、このグリーン購入法に基づき、市役所の事務事業における製品やサービスの購入について、それらの購入にあたっての考え方を示した「霧島市グリーン購入調達方針」を定め、今後、さらに環境物品等の優先的な調達を推進していきます。

なお、この調達方針は、グリーン購入法第 10 条第 1 項に基づく調達方針となっています。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）



貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の 17 の目標で、平成 27（2015）年9月の国連サミットで採択されました。

‘12 つくる責任、つかう責任’は、「生産者も消費者も、地球の環境と人々の健康を守れるよう、責任ある行動をとろう」というものです。

「グリーン購入」も SDGs 実現のための取組の1つです。

第2章 対象機関

市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及びその他全ての機関

第3章 グリーン購入の考え方

1節 グリーン購入とは

グリーン購入とは、①製品やサービスを購入する前にまずその必要性（例えば、本当に購入しなければならないか？所有している物品等の修理はできないか？）を十分に考えること、②購入する場合には、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること、③購入した物品等が不要となった場合には適切に廃棄すること、この3つを適切に実施する活動を指します。

2節 グリーン購入の基本的考え方

① 環境負荷の少ない物品等及び環境負荷低減に努めている事業者からの調達

価格や品質などに加え、環境負荷の少ない製品やサービスを積極的に調達することで、環境物品等の市場が拡大し、製品やサービスを供給する事業者に対し、より環境負荷の少ない物品等の開発を促すという継続的改善を伴った市場への波及効果がもたらされます。

また、物品等の設計・製造、販売等を行っている事業者が、環境マネジメントの実践や環境に関する情報を公開していることなど、環境負荷低減に向けた取組を実施していることにも配慮して調達することで、事業者による環境負荷低減に向けた自主的な取組の一層の促進にもつながります。

② ライフサイクル全般を考慮した物品等の調達

製品等の選択に当たっては、資源採取から廃棄までのライフサイクル全般における環境負荷の低減を考慮して調達することが重要です。

例えば、使用段階の環境負荷が相対的に小さい場合であっても、資源採取段階における環境負荷が大きい場合、ライフサイクル全体としてみると環境負荷が大きくなっている場合があります。物品等の環境負荷を正確に評価するためには、資源採取、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄のライフサイクル全体を視野に入れて考慮する必要があります。

また、地域によって優先されるべき環境問題や調達可能な環境物品等が異なることも想定されます。このため、調達する環境物品等は、地域の特性や問題に応じた環境負荷項目に重点を置いて選択される場合もあります。

③ 取組の優先順位

循環型社会形成推進基本法においては、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）、熱回収（サーマルリサイクル）、適正処分の順としています。

グリーン購入においても同様であり、環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加しないようにすること、すなわち調達量そのものを増やさないリデュースが最優先されるべきと位置付けられています。貴重な資源やエネルギーを使用して製造された物品等の長期使用もリデュースにあたります。また、適正使用、分別廃棄などにも留意し、期待される環境負荷の低減が最大限発揮していくことが重要です。

④ 特定調達物品等以外の調達

製品にあたり、特定調達物品等が確認できない場合、品質、性能、特殊な用途等により選択することが不可能な場合等においては、分野ごとの対象品目と優先順位に示す環境マークがない物品や要件を満たさない役務等を調達することができるものとします。

また、特定調達物品等を調達することにより、価格が高くなる場合であっても、購入量を適正化する等の方法により、グリーン購入を優先してください。

ただし、予算措置の状況等からグリーン購入が困難な場合はこの限りではありません。

【対象品目であるが、グリーン購入を実施できない理由の一例】

- 要求する品質・規格のものが製造されていない。（社会情勢等により、メーカー等が一時的に原料を調達できず、製造できない場合等も含む。）
- 価格が相当程度高く、予算の制約を受ける。
- 納品等に時間を要し、業務に支障が生じる。

国における特定調達物品等の判断の基準（参考）

グリーン購入法に定める特定調達品目には、その品目の環境負荷の特性等に応じて「判断の基準」と「配慮事項」が定められています。

各特定調達品目の「判断の基準」を満たした物品及び役務がグリーン購入法の特定調達物品等（適合品）となります。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省）において、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から重点的に環境配慮を進めるべき品目が選定され、判断の基準に２段階のレベルが設定されています。霧島市グリーン購入調達方針において「判断の基準」と記載される場合は、この基準を指します。

この基本方針では、より高い環境性能を示すものとして「基準値 1」を、最低限満たすべきものとして「基準値 2」を設定し、各機関が予算の適正な範囲において、可能な限り「基準値 1」による調達を推進することにより、早期に「基準値 2」から「基準値 1」のレベルへの調達に移行していくことが期待されています。

グリーン購入法における特定調達物品等の判断の基準		
【判断の基準】 ☞グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための要件【必須要件】 ・ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮 ・特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定 →より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定 ・各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの		
同一事項における複数の基準値の定義		
基準値 1	上位の基準値	判断の基準において、同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
基準値 2	最低限の基準値	判断の基準において、同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
【配慮事項】 ☞特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって更に配慮することが望ましい事項 ●推奨要件 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項		

第4章 グリーン購入の進め方

1 節 物品等の調達方法

製品やサービスを購入する際は、下記の事項を念頭に、フローチャートに沿って、グリーン購入を実施してください。なお、予算措置の状況等からグリーン購入が困難な場合は、できるだけ環境に配慮した製品を選択してください。

(1) 物品等の必要性について

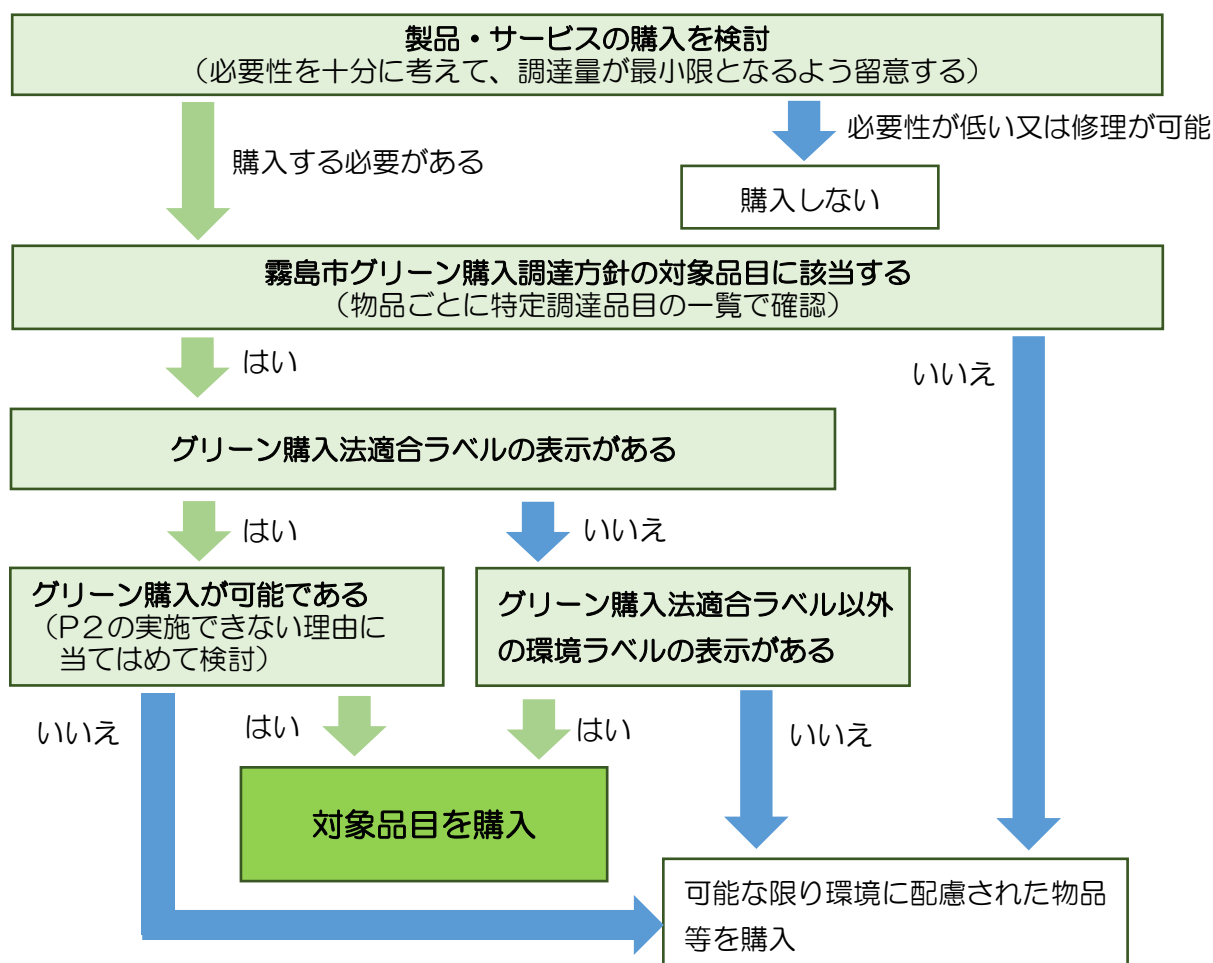
- ア 必要性を十分検討して、必要なものを最小限購入する。
- イ 修理ができないか検討する。

(2) 物品等の選択について

- ア 環境や人の健康に被害を及ぼすような物質の使用及び放出が削減されているもの。
- イ 資源やエネルギーの消費が少ないもの。
- ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用しているもの。
- エ 長期間の利用ができるもの。
- オ 再使用が可能であるもの。
- カ リサイクルが可能であるもの。
- キ 再生された素材や再使用された部品を利用しているもの。
- ク 廃棄されるときに処理や処分が容易なもの。

(3) 物品等の使用について

- ア 適切な管理を行い、使用する。
- イ 省資源・省エネルギーのもと有効利用に努める。



2節 参考とする環境ラベル

物品等を購入するに当たり、参考となる環境ラベルを表に示します。

環境ラベル一覧（参考）

ラベル	環境ラベル等の特色
	グリーン購入法適合商品 環境省が毎年公表するグリーン購入法の「基本方針」の判断の基準を満たしている製品・サービス。基準を満たしていることを認定・認証している機関はなく、事業者が自己判断により「グリーン購入法適合品」と表示する。ラベルには複数の種類がある。
	エコマーク ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。ISO の規格（ISO14024）に則った我が国唯一の第三者認証によるタイプⅠ環境ラベル制度。幅広い商品（物品、サービス）を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定、公表している。
	「エコ商品ねっと」掲載商品 「エコ商品ねっと」は、購入を通じて市場をグリーン化させ、持続可能な生産と消費を基盤とする社会を構築するために環境配慮型製品やサービスの環境情報を掲載する、日本最大級の環境配慮型商品データベース。
	再生紙使用マーク ごみ減量化推進国民会議（現3R・資源循環推進フォーラム）で定められた古紙パルプ配合率を示す自主的なマークで、古紙パルプがどのくらい配合されているのかが数値で判るようにしたもの。申請や届出は不要で、誰でも自由に無料で使用できる。
	FSC®認証制度（森林認証制度） 適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC 認証）」の2種類の認証制度。NPOであるFSC（Forest Stewardship Council®：森林管理協議会）が運営する国際的な制度。
	PEFC 森林認証プログラム 持続可能な森林管理のために策定された国際基準（政府間プロセス基準）に則って林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」、及び、紙製品や木材製品など林産品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを第三者認証するCoC認証がある。
	間伐材マーク 間伐材を用いた製品に表示することができるマーク。間伐の推進および間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類がある。日本の森林資源の持続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度。
	グリーンマーク 原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

	バイオマスマーク 生物由来の資源（バイオマス）を利用した商品を認定。植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中の CO₂ を吸収して成長するため、植物等バイオマスから作られる商品は、燃やしても CO₂ の増減に影響を与えない。バイオマスマーク認定商品は循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。
	JOIFAグリーンマーク グリーン購入法適合を示す JOIFA「グリーンマーク」を制定。カタログ中に「グリーンマーク」で表示されている商品は、グリーン購入法適合を示している。
	JISマーク 国により登録された民間の第三者機関(登録認証機関)から認証を受けることによって、JISマークを表示することができる制度。
	国際エネルギースタープログラム パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマーク。日本、米国、カナダ、スイス、台湾の5か国・地域が協力して実施している国際的な制度で、経済産業省が運営する。
	E&Q マーク 日本カートリッジリサイクル工業会（AJCR）が制定した「環境と品質」の管理基準。第三者審査機関の審査により、環境管理基準 29 項目、品質管理基準 10 項目をクリアし認証された AJCR 会員企業だけがリサイクルトナーカートリッジの本体に「E&Q マーク」ラベルを貼付することができる。
	省エネラベリング制度 省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができる。表示方法等について JIS 規格が制定されている。
	統一省エネラベル 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。
	PCグリーンラベル 環境に配慮したパソコンを購入したいという顧客の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしている。パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン 3R 推進協会が運営する制度。
 モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話やPHSのリサイクルにご協力を。	モバイル・リサイクル・ネットワーク このマークのある携帯電話ショップでは、サービス提供事業者や製造メーカーに関係なく、不要になった携帯電話・PHS の本体、電池、充電器をリサイクルするために自主的に回収を行う。
	低燃費統一ラベル 消費者に対して分かりやすく、より適切な情報提供を行うことを目的として、グレーディングシステム（等級制度）に基づき、「転がり抵抗性能」と「ウェットグリップ性能」の等級分けを行ない、ラベル表示するよう業界自主基準として策定した制度。

	燃費基準達成車ステッカー 自動車燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車体表示を実施する制度。
	低排出ガス車認定 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定する制度。
	エコ・ユニフォームマーク 「グリーン購入法」の施行を機に、日本被服工業組合連合会が制定した制度で、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するマーク。
	PET ボトルリサイクル推奨マーク 使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPET ボトル協議会が運営する制度。
	フレイム環境マーク 環境と安全への配慮し、一定の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマークで、全日本ベッド工業会が運営する制度。
	衛生マットレス 全日本ベッド工業会が運営する制度で、一定の環境に関連する基準を満たすマットレスに表示されるマーク。
	バイオマスプラ バイオマスプラスチックを一定比率以上含み、かつ安全性の審査基準に合格した製品に「バイオマスプラ」のマークと名称の使用を認めるもの。

【グリーン購入の製品情報を調べる上で参考となるホームページ】

☞ エコマーク認定商品検索サイト/エコマーク事務局

<http://www.ecomark.jp/search/search.php>

☞ エコ商品ねっと（日本最大級の環境情報データベース）/グリーン購入ネットワーク

<https://www.gpn.jp/econet/>

☞ 省エネ型製品情報サイト

<https://seihinjyoho.go.jp/>

3節 特定調達品目

「特定調達物品等」とは、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において、特定調達品目ごとに定められた判断の基準を満たす物品等であり、いわゆる「グリーン購入法適合品」をいいます。下記表は、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 5（2023）年 12 月閣議決定）」に示される特定調達品目の一覧であり、本市における特定調達品目です。

1. 紙類		(文具類続き)		5. 電子計算機等	
番号	品目名	番号	品目名	番号	品目名
1	コピー用紙	53	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）	1	電子計算機
2	フォーム用紙	54	のり（固形）（補充用を含む。）	2	磁気ディスク装置
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	55	のり（テープ）	3	ディスプレイ
4	塗工されていない印刷用紙	56	ファイル	4	記録用メディア
5	塗工されている印刷用紙	57	バインダー	6. オフィス機器等	
6	トイレットペーパー	58	ファイリング用品	番号	品目名
7	ティッシュペーパー	59	アルバム	1	シュレッダー
2. 文具類		60	つづりひも	2	デジタル印刷機
番号	品目名	61	カードケース	3	掛時計
1	シャープペンシル	62	事務用封筒（紙製）	4	電子式卓上計算機（電卓）
2	シャープペンシル替芯	63	窓付き封筒（紙製）	5	一次電池又は小形充電池
3	ボールペン	64	けい紙	7. 移動電話等	
4	マーキングペン	65	起案用紙	番号	品目名
5	鉛筆	66	ノート	1	携帯電話
6	スタンプ台	67	パンチラベル	2	PHS
7	朱肉	68	タックラベル	3	スマートフォン
8	印章セット	69	インデックス	8. 家電製品	
9	印箱	70	付箋紙	番号	品目名
10	公印	71	付箋フィルム	1	電気冷蔵庫
11	ゴム印	72	黒板拭き	2	電気冷凍庫
12	回転ゴム印	73	ホワイトボード用イレーザー	3	電気冷凍冷蔵庫
13	定規	74	額縁	4	テレビジョン受信機
14	トレー	75	テープ印字機等用カセット	5	電気便座
15	消しゴム	76	テープ印字機等用テープ	6	電子レンジ
16	ステープラー（汎用型）	77	ごみ箱	9. エアコンディショナー等	
17	ステープラー（汎用型以外）	78	リサイクルボックス	番号	品目名
18	ステープラー針リムーバー	79	缶・ボトルつぶし機（手動）	1	家庭用エアコンディショナー
19	連射式クリップ（本体）	80	名札（机上用）	2	業務用エアコンディショナー
20	事務用修正具（テープ）	81	名札（衣服取付型・首下げ型）	3	ガスヒートポンプ式冷暖房機
21	事務用修正具（液状）	82	鍵かけ	4	ストーブ
22	クラフトテープ	83	チョーク	10. 温水器等	
23	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	84	グラウンド用白線	番号	品目名
24	両面粘着紙テープ	85	梱包用バンド	11	LED 照明器具
25	製本テープ	3. オフィス家具等		12	LED を光源とした内照式表示灯
26	ブックスタンド	番号	品目名	13	電球形LEDランプ
27	ペンスタンド	1	いす	12. 自動車等	
28	クリップケース	2	机	番号	品目名
29	はさみ	3	棚	1	乗用車
30	マグネット（玉）	4	収納用什器（棚以外）	2	小型バス
31	マグネット（バー）	5	ローパーティション	3	小型貨物車
32	テープカッター	6	コートハンガー	4	バス等
33	パンチ（手動）	7	傘立て	5	トラック等
34	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	8	掲示板	6	トラクタ
35	紙めくりクリム	9	黒板	7	乗用車用タイヤ
36	鉛筆削（手動）	10	ホワイトボード	8	2サイクルエンジン油
37	OA クリーナー（ウエットタイプ）	11	個室ブース	13. 消火器	
38	OA クリーナー（液タイプ）	12	ディスプレイスタンド	番号	品目名
39	ダストブロワー	4. 画像機器等		1	消火器
40	レターケース	番号	品目名		
41	メディアケース	1	コピー機		
42	マウスパッド	2	複合機		
43	OA フィルター（枠あり）	3	拡張性のあるデジタルコピー機		
44	丸刃式紙裁断機	4	プリンタ		
45	カッターナイフ	5	プリンタ複合機		
46	カッティングマット	6	ファクシミリ		
47	デスクマット	7	スキャナ		
48	OHP フィルム	8	プロジェクタ		
49	絵筆	9	トナーカートリッジ		
50	絵の具	10	インクカートリッジ		
51	墨汁				
52	のり（液状）（補充用を含む。）				

14. 制服・作業服等

番号	品目名
1	制服
2	作業服
3	帽子
4	靴

15. インテリア・寝装寝具

番号	品目名
1	カーテン
2	布製ブラインド
3	金属製ブラインド
4	タフテッドカーペット
5	タイルカーペット
6	織じゅうたん
7	ニードルパンチカーペット
8	毛布
9	ふとん
10	ベッドフレーム
11	マットレス

16. 作業手袋

番号	品目名
1	作業手袋

17. その他繊維製品

番号	品目名
1	集会用テント
2	ブルーシート
3	防球ネット
4	旗
5	のぼり
6	幕
7	モップ

18. 設備

番号	品目名
1	太陽光発電システム
2	太陽熱利用システム
3	燃料電池
4	エネルギー管理システム
5	生ゴミ処理機
6	節水器具
7	給水栓
8	日射調整フィルム
9	低放射フィルム
10	テレワーク用ライセンス
11	Web会議システム

19. 災害備蓄用品

番号	品目名
	(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池)
1	災害備蓄用飲料水
2	アルファ化米
3	保存パン
4	乾パン
5	レトルト食品等
6	栄養調整食品
7	フリーズドライ食品
8	非常用携帯燃料
9	携帯発電機
10	非常用携帯電源

20. 公共工事

番号	品目名
《資材》	
1	建設汚泥から再生した処理土
2	土工用水砕スラグ
3	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
4	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
5	地盤改良用製鋼スラグ
6	高炉スラグ骨材
7	フェロニッケルスラグ骨材
8	銅スラグ骨材
9	電気炉酸化スラグ骨材
10	再生加熱アスファルト混合物
11	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
12	中温化アスファルト混合物
13	鉄鋼スラグ混入路盤材
14	再生骨材等
15	間伐材
16	高炉セメント
17	フライアッシュセメント
18	エコセメント
19	透水性コンクリート
20	鉄鋼スラグブロック
21	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
22	下塗用塗料（重防食）
23	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
24	高日射反射率塗料
25	高日射反射率防水
26	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
27	再生材料を用いた舗装用ブロック（プレキャスト無部コンクリート製品）
28	パークたい肥
29	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
30	LED道路照明
31	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
32	セラミックタイル
33	断熱サッシ・ドア
34	製材
35	集成材
36	合板
37	単板積層材
38	直交集成板
39	フローリング
40	パーティクルボード
41	繊維版
42	木質系セメント板
43	木材・プラスチック再生複合材製品
44	ビニル系床材
45	断熱材
46	照明制御システム
47	変圧器
48	吸収冷温水機
49	水蓄熱式空調機器
50	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
51	送風機
52	ポンプ
53	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
54	自動水栓
55	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
56	大便器
57	再生材料を使用した型枠
58	合板型枠
《建設機械》	
59	排出ガス対策型建設機械
60	低騒音型建設機械

(公共工事続き)

《工法》	
61	低品質土有効利用工法
62	建設汚泥再生処理工法
63	コンクリート塊再生処理工法
64	路上表層再生工法
65	路上再生路盤工法
66	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法
67	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
《目的物》	
68	排水性舗装
69	透水性舗装
70	屋上緑化

21. 役務

番号	品目名
1	省エネルギー診断
2	印刷
3	食堂
4	自動車専用タイヤ更生
5	自動車整備
6	庁舎管理
7	植栽管理
8	加煙試験
9	清掃
10	タイルカーペット洗浄
11	機密文書処理
12	害虫防除
13	輸配送
14	旅客輸送
15	庁舎等において営業を行う小売業務
16	クリーニング
17	飲料自動販売機設置
18	引越輸送
19	会議運営
20	印刷機能等提供業務

22. ごみ袋等

番号	品目名
1	プラスチック製ごみ袋

【22分野287品目】

4節 分野ごとの特定調達品目と調達時の優先順位

本市の物品等の購入にあたっては、分野ごとに示す「優先順位」を参照して、できるだけ「優先順位1」のものを選択し、「優先順位1」が選択できない場合は「優先順位2」のものを選択してください。なお、表中の環境ラベルの中でも、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めてください。

1. 紙類

優先順位	参考となる環境マーク
順位1	 
順位2	    
情報用紙	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙
衛生用紙	トイレットペーパー、ティッシュペーパー

2. 文具類

優先順位	参考となる環境マーク
順位1	 
順位2	     
シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、スタン プ台、朱肉、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、 ステープラー（汎用型）、ステープラー（汎用型以外）、ステープラー針リムーバー、連射 式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、事務用修正具（液状）、クラフトテープ、布 粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）、両面粘着紙テープ、製本テープ、ブ ックスタンド、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット（玉）、マグネット （バー）、テープカッター、パンチ（手動）、モルトケース（紙めくり用スポンジケース）、 紙めくりクリーム、鉛筆削（手動）、OA クリーナー（ウエットタイプ）、OA クリーナー （液タイプ）、ダストブロワー、レターケース、メディアケース、マウスパッド、OA フィ ルター（枠あり）、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマッ ト、OHP フィルム、絵筆、絵の具、墨汁、のり（液状）（補充用を含む。）、のり（澱粉の り）（補充用を含む。）、のり（固形）（補充用を含む。）、のり（テープ）、ファイル、バイン ダー、ファイリング用品、アルバム、つづりひも、カードケース、事務用封筒（紙製）、窓 付き封筒（紙製）、けい紙、起案用紙、ノート、パンチラベル、タックラベル、インデッ クス、付箋紙、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、テープ印字 機等用力セット、テープ印字機等用テープ、ごみ箱、リサイクルボックス、缶・ボトルつ ぶし機（手動）、名札（机上用）、名札（衣服取付型・首下げ型）、鍵かけ、チョーク、グラ ウンド用白線、梱包用バンド	

3. オフィス家具等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	  
順位 2	    
いす、机、棚、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド	

4. 画像機器等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	  
順位 2	    
コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ	

5. 電子計算機等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	   
電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア	

6. オフィス機器等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	  
順位 2	
シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子式卓上計算機（電卓）、一次電池又は小形充電式電池	

7. 携帯電話等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	  モバイルリサイクルネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。
携帯電話、PHS、スマートフォン	

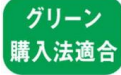
8. 家電製品

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	   
順位 2	
電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ	

9. エアコンディショナー等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	   
順位 2	
家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	

10. 温水器等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	
ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器	

11. 照明

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	
LED 照明器具、LED を光源とした内照式表示灯、電球形 LED ランプ	

12. 自動車等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	      
順位 2	
乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤ、2 サイクルエンジン油	

13. 消火器

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	
消火器	

14. 制服・作業服等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	   
順位 2	
制服、作業服、帽子、靴	

15. インテリア・寝装寝具

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	    
順位 2	
カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、毛布、ふとん、ベッドフレーム、マットレス	

16. 作業手袋

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	
作業手袋	

17. その他繊維製品

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	  
順位 2	
作業手袋	

18. 設備

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	
太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、エネルギー管理システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓、日射調整フィルム、低放射フィルム、テレワーク用ライセンス、Web 会議システム	

19. 災害備蓄用品

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	
(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池)、災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源	

20. 公共工事

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	 
順位 2	
資材	建設汚泥から再生した処理土、土工用水砕スラグ、銅スラグを用いたケーソン中詰め材、フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材、地盤改良用製鋼スラグ、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生加熱アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物、中温化アスファルト混合物、鉄鋼スラグ混入路盤材、再生骨材等、間伐材、高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント、透水性コンクリート、鉄鋼スラグブロック、フライアッシュを用いた吹付けコンクリート、下塗用塗料（重防食）、低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料、高日射反射率塗料、高日射反射率防水、再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）、再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）、パークたい肥、下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）、LED 道路照明、再生プラスチック製中央分離帯ブロックセラミックタイル、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板、フローリング、パーティクルボード、繊維版、木質系セメント板、木材・プラスチック再生複合材製品、ビニル系床材、断熱材、照明制御システム、変圧器、吸収冷温水機、氷蓄熱式空調機器、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機、送風機、ポンプ、排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管、自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、大便器、再生材料を使用した型枠、合板型枠
建設機械	排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械
工法	低品質土有効利用工法、建設汚泥再生処理工法、コンクリート塊再生処理工法、路上表層再生工法、路上再生路盤工法、伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法
目的物	排水性舗装、透水性舗装、屋上緑化

※本市における公共工事にかかるグリーン調達とは「努力義務」とし、資材調達等にあたっては、仕様書に環境要件の設定を謳うこと等により、可能な限りグリーン調達に取り組むものとし、

21. 役務

対象品目	判断基準	
省エネルギー診断	表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。	
	表1	
	一級建築士	
	一級建築施工管理技士	
	一級電気工事施工管理技士	
	一級管工事施工管理技士	
	技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）	
	エネルギー管理士	
	建築設備士	
	電気主任技術者	
表2		
過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況		
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠		
設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠		
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠		
設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠		
印刷	≪外部発注の印刷に使用される用紙≫	
	印刷用紙	総合評価値 80 以上の用紙 ※総合評価値とは、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、秤量、塗工量など環境指標を適切に組み合わせ総合的に数値化したもの。
	フォーム用紙	古紙パルプ配合率 70%以上、白色度 70%以下、塗工量が両面で 12 g /㎡以下の用紙
	封筒	古紙パルプ配合率 40%以上、かつ窓部分はグラシン紙、再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用した封筒
	窓付き封筒	古紙パルプ配合率 40%以上、かつ窓部分はグラシン紙、再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用した封筒
	≪外部発注の印刷に使用されるインク≫	
	オフセット印刷	食物由来のインキ（植物油インキ等）またはNL規制適合インキ（化学安全性の基準を満たした）を使用
	デジタル（オンデマンド）印刷	化学安全性の確認されたトナーまたはインキを使用
	※印刷物を外部発注する際は、印刷物へのリサイクル適性の表示及び仕様書への要件の記載に努めてください。	

食堂	庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂にあっては、次の要件を満たすこと。 ① 生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ② 繰り返し利用できる食器が使われていること。 ③ 食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ④ 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 ⑤ 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑥ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ⑦ 提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑧ 食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ⑨ 食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。
自動車専用タイヤ更生	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。 ② 再生することなく再溝切り（リググループ）が可能であること。
自動車整備	① 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。 ② エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。 ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。

庁舎管理	① 庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理標準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。 ア. 空気調和設備、換気設備 イ. ボイラー設備、給湯設備 ウ. 照明設備、昇降機、動力設備 エ. 受変電設備 ③ 当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。 ④ 常駐管理にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。 イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。 ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。 ⑤ 常駐管理以外にあっては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。 ⑥ 省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。 ⑦ エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。 ⑧ 庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。
植栽管理	① 植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草管理を行う体制が確保されていること。 ③ 農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。
加煙試験	加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。

清掃	次のいずれかの要件を満たすこと。 ① 次の要件を満たすこと。 ア. 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 イ. 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ウ. ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。 エ. 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。 オ. 清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。 カ. 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。
タイルカーペット洗浄	① 洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。 ② 洗浄に使用する水量が40L/m²以下であること。 ③ 洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準を満たすこと。 ④ 洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。
機密文書処理	① 当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。 ② 機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。 ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。 イ. 直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。 ウ. 破碎処理に当たっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。 ③ 適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。
害虫防除	① 害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。 ③ 害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。 ④ 防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。 ⑤ 殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。

輸配送	① エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ② 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④ 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。 ⑤ モーダルシフトを実施していること。 ⑥ 輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。 ⑦ 上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
旅客輸送	【判断の基準】 ① エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ② 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ③ エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ④ エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ⑤ 旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。 ⑥ 上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
庁舎等において営業を行う小売業務	庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあっては、次の要件を満たすこと。 ① 容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。 ② 消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 ③ 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。 エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ④ 店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。 ⑤ ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。 イ. 呼び厚さが0.02mm以下であること。 ウ. 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。

クリーニング	① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。 ② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③ ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ④ 袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。
飲料自動販売機設置	① 缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。 ② 紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ③ 自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ④ 自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。 ⑤ 自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。 ⑥ 自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 ⑦ 屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。 ⑧ 飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ⑨ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。
引越輸送	① 梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。 ② 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。 ③ 引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。 ④ 自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。 ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。
会議運営	委託契約等により会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ① 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ② ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。 ③ 紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 ④ 会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア. 公共交通機関の利用 イ. クールビズ及びウォームビズ ウ. 筆記具等の持参 ⑤ 飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア. ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。

印刷機能等 提供業務	① 印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。 ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ウ. ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。 エ. スキャナにあっては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。 オ. デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。 カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ② カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。 ③ 用紙を供給する場合であって、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ④ 印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。 ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。 イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。
---------------	--

22. ごみ袋等

優先順位	参考となる環境マーク
順位 1	   
順位 2	
プラスチック製ごみ袋（市指定ごみ袋は除く）	



霧島市企画部地域政策課地球温暖化対策グループ
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
Tel : 0995 (64) 0952 (直通)